（様式①）

事　業　計　画　書　目　次

［財政局］　　１７款1項17目　工業用水道事業会計繰出金　　（単位：千円）

計画書頁	事　業　名	令和２年度		令和元年度		増△減（２－元）		38の政策	新規・拡充
		総額	一財+市債	総額	一財+市債	総額	一財+市債		
37	児童手当補助金	1,752	1,752	792	792	960	960		
	計	1,752	1,752	792	792	960	960		

（様式②－1）　　令　和　2　年　度　事　業　計　画　書　（局・統括本部）

［　財政　局　　総務　　課］

事　業　名
17 款　1 項　17 目 **児童手当補助金**

特記事項	
中期計画-３８の政策	
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	

中期計画-３８の政策	
政策番号	主な施策番号

令和元年度事業評価書番号	17-1-17 1
令和元年度事業評価書番号	

（単位：千円）

区　分	金　額	財　源　内　訳				一　般　財　源　等	
		国	県			市債	一般財源
令和２年度	1,752	0				0	1,752
補助事業							
単独事業		補助率　　%					
令和元年度	792						792
増△減	960	0	0	0	0	0	960

歳出		平成28年度	平成29年度	平成30年度
予算	事業費	0	0	768
	市債＋一般財源	0	0	768
決算	事業費	0	0	768
	市債＋一般財源	0	0	768

歳出		令和３年度	令和４年度
予算	事業費	1,752	1,752
	市債＋一般財源	1,752	1,752

方針に関する決裁　種別()
有（　　）・無

【 事業の目的・必要性及び令和２年度実施内容 】

・地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費に対する、繰出基準に基づく一般会計の補助
（繰出基準）
ア３歳に満たない児童に係る給付に要する経費（ウに掲げる経費を除く。）の15分の８
イ３歳以上中学校修了前の児童に係る給付に要する経費（ウに掲げる経費を除く。）
ウ児童手当法附則第２条に規定する給付に要する経費

【 実績及び今後見込み 】

上記予算・決算額のとおり

【 事業費の内訳 】
（児童手当関係）
【工業用水道事業会計】〔17款1項17目〕

	0～3歳未満児（第1子及び第2子）	3歳～小学校終了前	3歳～小学校終了前（第3子以降）
児童延べ人数	24人	24人	60人
支給額	360千円	240千円	900千円
繰出額	192千円	240千円	900千円
	小学校終了後～中学校終了前	特例給付	合計
児童延べ人数	36人	12人	156人
支給額	360千円	60千円	1,920千円
繰出額	360千円	60千円	1,752千円

【 事業開始年度 】
平成12年度
※　平成29年度までは、水道事業会計繰出金に一括計上のため、予算決算額がいずれもなしとなっています。

【 根拠法令 】
地方公営企業法第17条の３
平成31年4月1日総財公第32号「平成31年度の地方公営企業繰出金について（通知）」

【 根拠とするデータ等 】
横浜市水道局職員数

	課長	係長	庶務係
本資料は、公正・適正に作成しました。	藤村　英樹	田中　郁雄	阿武　拓実